

愛知県教育委員会が管理する行政文書の開示等に関する規則の一部

改正について

このことについて、愛知県教育委員会が管理する行政文書の開示等に関する規則を一部改正したいので、別添案を添えて請議します。

令和7年2月4日提出

教育長 飯田 靖

説 明

この案を提出するのは、行政文書の開示の実施の方法に、電子データによる交付の方法を追加する等にあたり所要の改正を行う必要があるからである。

愛知県教育委員会が管理する行政文書の開示等に関する規則の一部改正の概要

1 改正の概要

あいち電子申請・届出システムの更新に伴い、行政文書の開示方法を追加する等

2 改正の理由

- (1) 開示請求者の利便性の向上を図る観点から、開示方法に、電子データによる交付を追加するため。
- (2) アナログ規制の見直しの観点から、記録媒体を指定している規定を、国に準じて改める必要があるため。

3 改正の内容

- (1) 開示方法に次の二つの方法を追加し、関係する様式を整備する。
 - ① 行政文書をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録等を、電子情報処理組織（あいち電子申請・届出システム）を使用して送信する方法
 - ② ①の電磁的記録等を、光ディスクに複製して交付する方法
- (2) 「磁気ディスク」の文言を「電磁的記録媒体」に改める。

4 施行期日

令和7年4月1日（3(2)は、公布の日）

愛知県教育委員会が管理する行政文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年二月十四日

愛知県教育委員会教育長 飯田 靖

愛知県教育委員会規則第一号

愛知県教育委員会が管理する行政文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則

愛知県教育委員会が管理する行政文書の開示等に関する規則（平成十二年愛知県教育委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「第九条第二項」を「第九条第三項」に改める。

第九条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「場合」の下に「（前項第一号に掲げる開示の方法による場合に限る。）」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 条例第十六条第二項の規定による写しの交付による開示の実施は、次に掲げる方法により行うものとする。

- 一 当該文書等を複写機により用紙に複写したものの交付
- 二 当該文書等をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付
- 三 当該文書等をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を電子情報処理組織（教育委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と開示の実施を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次条第二項第三号において同じ。）を使用して送信する方法

第十条第二項に次の一号を加える。

- 三 当該電磁的記録を電子情報処理組織を使用して送信する方法

第十三条第一項第十号中「磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む）」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう）」に改める。

開示の実施の方法 [希望する方法を○] で囲んでください。	1 閲覧・視聴 2 写しの交付 (写しの郵便等による送付 希望する・希望しない)
---------------------------------------	--

を

開示の実施の方法	1 <input type="checkbox"/> 閲覧・視聴 2 <input type="checkbox"/> 用紙に複写した写しの交付 3 <input type="checkbox"/> 光ディスクに複写した写しの交付 4 <input type="checkbox"/> オンラインによる写しの交付 (2又は3の場合の郵送による送付の希望 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無)
----------	---

に、

注1 写しの交付の方法により開示を受ける場合は、当該写しの作成の費用
 (写しの郵便等による送付を希望する場合の当該送付の費用を含む。) を
 負担していただきます。

- 2 「写し」には、電磁的記録を用紙に出力したものが含まれます。
- 3 ※の欄は、記入する必要がありません。

を

- 注1 「写しの交付の方法により開示を受ける場合は、当該写しの作成の費用（郵送による写しの交付を希望する場合は、当該郵送の費用を含む。）を負担していただきます。
- 2 「写し」には、電磁的記録を用紙に出力したものと及び文書等をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録が含まれます。
- 3 「開示の実施の方法」及び「2又は3の場合の郵送による送付の希望の有無」については、該当する□にレ印を記入してください。
- 4 開示の実施の方法については、御希望に添えない場合があります。
- 5 ※の欄は、記入する必要がありません。

に
改
め
る。

様式第二及び様式第三中

「写し」には、電磁的記録を用紙に出力したものが含まれます。
「」を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第十三条第二項第十号の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の愛知県教育委員会が管理する行政文書の開示等に関する規則の規定に基づいて作成されている行政文書開示請求書の用紙は、改正後の愛知県教育委員会が管理する行政文書の開示等に関する規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

愛知県教育委員会が管理する行政文書の開示等に関する規則の一部改正新旧対照表

新

旧

(条例第六条第一項第三号の実施機関の規則で定める事項等)

(条例第六条第一項第三号の実施機関の規則で定める事項等)

第二条 条例第六条第一項第三号の実施機関の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

第二条 同上

一 略

一 略

二 写し(電磁的記録を用紙に出力したものを含む。第九条第三項において同じ。)の送付の方法による行政文書の開示の実施を求める場合にあっては、その旨

二 写し(電磁的記録を用紙に出力したものを含む。第九条第二項において同じ。)の送付の方法による行政文書の開示の実施を求める場合にあっては、その旨

2 略

2 略

(行政文書の開示の実施等)

(行政文書の開示の実施等)

第九条 略

第九条 略

2 条例第十六条第二項の規定による写しの交付による開示の実施は、次に掲げる方法により行うものとする。

一 当該文書等を複写機により用紙に複写したものの交付

二 当該文書等をスキャナにより読み取つてきた電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付

三 当該文書等をスキャナにより読み取つてきた電磁的記録を電子情報処理組織(教育委員会の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。))と開示の実施を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次条第二項第三号において同じ。)を使用して送信する方法

3| 条例第十六条第二項の規定により写しの交付の方法による行政文書の開示を実施する場合（前項第一号に掲げる開示の方法による場合に限り。）における行政文書の写しの交付の部数は、開示請求に係る行政文書一件につき一部とする。

4| 略

（条例第十六条第二項の実施機関の規則で定める方法）

第十条 略

2 条例第十六条第二項の写しの交付に準ずる方法として実施機関の規則で定める方法は、次に掲げる方法であつて、教育委員会がその保有するプログラムにより行うことができるものとする。ただし、次に掲げる方法により難いときは、教育委員会が適当と認める方法とする。

一及び二 略

三 当該電磁的記録を電子情報処理組織を使用して送信する方法

（行政文書の管理に関する定め）

第十三条 条例第二十三条第二項の行政文書の管理に関する定めは、次に掲げる要件を満たすものとする。

一〜九 略

十 行政文書ファイル（能率的な事務又は事業の処理及び行政文書の適切な保存の目的を達成するためにまとめられた、相互に密接な関連を有する行政文書（保存期間が一年以上のものであつて、当該保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。）の集合物をいう。）及び行政文書（単独で管理することが適当なものであつて、保存期間が一

2| 条例第十六条第二項の規定により写しの交付の方法による行政文書の開示を実施する場合における行政文書の写しの交付の部数は、開示請求に係る行政文書一件につき一部とする。

3| 略

（条例第十六条第二項の実施機関の規則で定める方法）

第十条 略

2 同上

一及び二 略

（行政文書の管理に関する定め）

第十三条 同上

一〜九 略

十 行政文書ファイル（能率的な事務又は事業の処理及び行政文書の適切な保存の目的を達成するためにまとめられた、相互に密接な関連を有する行政文書（保存期間が一年以上のものであつて、当該保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。）の集合物をいう。）及び行政文書（単独で管理することが適当なものであつて、保存期間が一

年以上のものに限る。)の管理を適切に行うため、これらの名称その他の必要な事項(不開示情報に該当するものを除く。)を記載した帳簿を電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)をもって調製することとするものであること。

十一以下 略

2 略

年以上のものに限る。)の管理を適切に行うため、これらの名称その他の必要な事項(不開示情報に該当するものを除く。)を記載した帳簿を磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。)をもって調製することとするものであること。

十一以下 略

2 略

行政文書開示請求書

年 月 日

愛知県教育委員会 殿

氏名
 (法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名)
 郵便番号
 住所(居所)又は事務所(事業所)の所在地
 電話番号

愛知県情報公開条例第6条第1項の規定により、次のとおり行政文書の開示請求をします。

行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書特定するに足りる事項	
開示の実施の方法	1 <input type="checkbox"/> 閲覧・視聴 2 <input type="checkbox"/> 用紙に複写した写しの交付 3 <input type="checkbox"/> カデイスクに複写した写しの交付 4 <input type="checkbox"/> オンラインによる写しの交付 (2又は3の場合の郵送による送付の希望 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無)
※備考	行政文書の名称 担当課等

- 注1 写しの交付の方法により開示を受ける場合は、当該写しの作成の費用(郵送を希望する場合は、当該郵送の費用を含む。)を負担していただきます。
- 2 「写し」には、電磁的記録を用紙に出力したものと及び文書等をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録が含まれます。
- 3 「開示の実施の方法」及び「2又は3の場合の郵送による送付の希望の有無」については、該当するにレ印を記入してください。
- 4 開示の実施の方法については、御希望に添えない場合があります。
- 5 ※の欄は、記入する必要がありません。

備考略

行政文書開示請求書

年 月 日

愛知県教育委員会 殿

氏名
 (法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名)
 郵便番号
 住所(居所)又は事務所(事業所)の所在地
 電話番号

愛知県情報公開条例第6条第1項の規定により、次のとおり行政文書の開示請求をします。

行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書特定するに足りる事項	1 閲覧・視聴 2 写しの交付 (写しの郵便等による送付 希望する・希望しない)
※備考	行政文書の名称 担当課等

- 注1 写しの交付の方法により開示を受ける場合は、当該写しの作成の費用(写しの郵便等による送付を希望する場合は、当該送付の費用を含む。)を負担していただきます。
- 2 「写し」には、電磁的記録を用紙に出力したものが含まれます。
- 3 ※の欄は、記入する必要がありません。

備考略

様式第2 (第4条関係)

行政文書開示決定通知書			
	第 年 月 日	第 年 月 日	
様	愛知県教育委員会		印
<p>年 月 日付けで開示請求のありました行政文書については、次のとおり開示することとしましたので、愛知県情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。</p>			
行政文書の名称			
開示を実施する日時及び場所	日 時	年 月 日	時
	場 所		午前 午後
開示の実施の方法			
開示の実施に要する費用の額	1 写しの作成に要する費用	円	
	2 写しの送付に要する費用	郵便切手	円分
担 当 課 等	電話	内線	
<p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛知県教育委員会に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴程において愛知県を代表する者は、愛知県教育委員会となります。）。</p> <p>3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴程において愛知県を代表する者は、愛知県教育委員会となります。）。</p> <p>注1 当日は、この通知書を持参の上、上記の開示場所までお越しください。</p> <p>2 当日御都合が悪い場合には、あらかじめ担当課等まで御連絡ください。</p>			

備考 略

様式第2 (第4条関係)

行政文書開示決定通知書			
	第 年 月 日	第 年 月 日	
様	愛知県教育委員会		印
<p>年 月 日付けで開示請求のありました行政文書については、次のとおり開示することとしましたので、愛知県情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。</p>			
行政文書の名称			
開示を実施する日時及び場所	日 時	年 月 日	時
	場 所		午前 午後
開示の実施の方法			
開示の実施に要する費用の額	1 写しの作成に要する費用	円	
	2 写しの送付に要する費用	郵便切手	円分
担 当 課 等	電話	内線	
<p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛知県教育委員会に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴程において愛知県を代表する者は、愛知県教育委員会となります。）。</p> <p>3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴程において愛知県を代表する者は、愛知県教育委員会となります。）。</p> <p>注1 当日は、この通知書を持参の上、上記の開示場所までお越しください。</p> <p>2 当日御都合が悪い場合には、あらかじめ担当課等まで御連絡ください。</p> <p>3 「写し」には、電磁的記録を用紙に出力したものが含まれます。</p>			

備考 略

行政文書一部開示決定通知書

第 年 月 日
第 号

様

愛知県教育委員会

印

年 月 日付けで開示請求のありました行政文書については、次のとおりその一部を開示することとしましたので、愛知県情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。

行政文書の名称			
開示を実施する日時及び場所	日 時	年 月 日	午前 午後
開示の実施の方法	場 所		
開示の実施に要する費用の額	1 写しの作成に要する費用	円	
	2 写しの送付に要する費用	円	分
開示しないこととした部分			
開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由			
担当課等	電話	内線	

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛知県教育委員会に対して審査請求をすることができます。
- この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴権において愛知県を代表する者は、愛知県教育委員会となります。）。
- 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴権において愛知県を代表する者は、愛知県教育委員会となります。）。

注1 当日は、この通知書の特参の上、上記の開示場所までお越しください。
注2 当日御都合が悪い場合は、あらかじめ担当課等まで御連絡ください。

備考 略

行政文書一部開示決定通知書

第 年 月 日
第 号

様

愛知県教育委員会

印

年 月 日付けで開示請求のありました行政文書については、次のとおりその一部を開示することとしましたので、愛知県情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。

行政文書の名称			
開示を実施する日時及び場所	日 時	年 月 日	午前 午後
開示の実施の方法	場 所		
開示の実施に要する費用の額	1 写しの作成に要する費用	円	
	2 写しの送付に要する費用	円	分
開示しないこととした部分			
開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由			
担当課等	電話	内線	

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛知県教育委員会に対して審査請求をすることができます。
- この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴権において愛知県を代表する者は、愛知県教育委員会となります。）。
- 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴権において愛知県を代表する者は、愛知県教育委員会となります。）。

注1 当日は、この通知書の特参の上、上記の開示場所までお越しください。
注2 当日御都合が悪い場合は、あらかじめ担当課等まで御連絡ください。

注3 「写し」には、電磁的記録を用紙に出力したものが含まれます。

備考 略